

那珂川町入札事務処理要綱（平成17年那珂川町告示第50号）新旧対照表

改正後						改正前					
(指名業者数)						(指名業者数)					
第13条 指名業者数の基準を次のとおり定めるものとする。ただし、 <u>2者を限度として増減することができる</u>						第13条 指名業者数の基準を次のとおり定めるものとする。ただし、 <u>必要に応じてこの数を加減することができる</u>					
。						。					
工事種別	工事規模					工事種別	工事規模				
	130万 円未満	130万 円以上	500万 円以上	1,000 万円以 上	5,000 万円以 上		130万 円未満	130万 円以上	500万 円以上	1,000 万円以 上	5,000 万円以 上
土木一式	4	<u>6</u>	<u>8</u>	<u>10</u>	<u>12</u>	土木一式	4	5	6	7	10
建築一式	4	6	—	<u>上</u>	<u>上</u>	建築一式	4	6	上	上	15
管及び電気	4	6	—	<u>上</u>	<u>上</u>	管及び電気	4	6	上	上	10
舗装	4	<u>6</u>	<u>8</u>	<u>上</u>	<u>上</u>	舗装	4	5	7	<u>上</u>	<u>上</u>
その他	4	6	8	10	12	その他	4	5	7	10	12

の	円未満	円以上	円以上	万円以	/
他	4	6	8	上10	
工 事					

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。